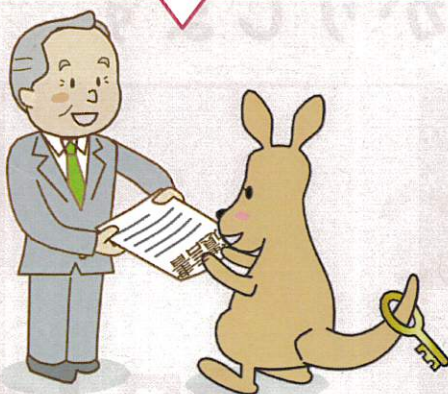


遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 亡くなられた後に通知したい相続人等を3名指定できます。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

🔑 自筆証書遺言に係る遺言書

🔑 申請書 ※

🔑 添付書類(本籍の記載のある住民票等)

🔑 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等)

🔑 手数料(収入印紙)



※ 申請書の様式は、法務省HP

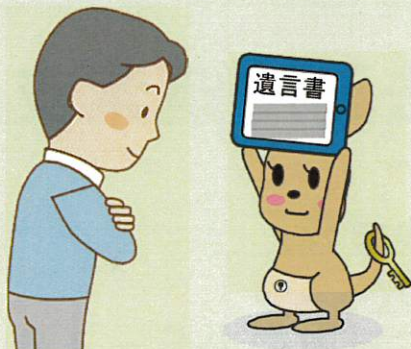
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。

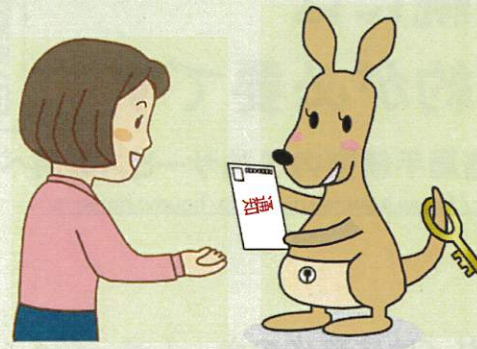


遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。